

## 弥生株式会社との契約内容(抜粋)

銀行法第52条の61の10第3項に基づく表示

【当社に係る電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当社と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項】

### API利用に関する契約書に関する追加契約第5条

11. 乙は、本サービスに関して顧客に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、当該損害が乙の責めに帰すべき事由によるときは、顧客に生じた損害を賠償又は補償する。なお、当該賠償又は補償については、乙と顧客の間の本サービスの利用規約に従って行うものとする。
12. 乙は、本サービスに関して顧客に生じた損害を顧客に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が甲の責めに帰すべき事由によるときは、乙が顧客に賠償又は補償した損害を甲に求償することができる。また、当該損害を発生させた原因が甲及び乙双方の責めに帰すべき事由によるときは、乙は、甲に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議して決定した額を求償することができる。
13. 甲は、本APIに関して顧客に生じた損害を顧客に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲が顧客に賠償又は補償した損害を乙に求償することができる。また、当該損害を発生させた原因が甲及び乙双方の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、乙に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議して決定した額を求償することができる。
14. 甲及び乙は、本サービスに関して顧客に損害が生じたものの、当該損害がいずれの責めにも帰すことができない事由により生じた場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではない場合には、その取扱いについて、誠実に協議を行う。

### API利用に関する契約書に関する追加契約第7条

5. 甲は、乙を経由して甲に接続するAPI連鎖接続先及びその顧客に損害が生じたとしても、甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これらに対する責任を負わない。

【電子決済等代行業者が当社に係る電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項】

### API利用に関する契約書第7条

1. 乙は、本件情報について、乙が本サービス提供のための顧客との規約・契約等に定める目的にのみ利用するものとし、第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。ただし、乙が、事前に顧客の同意を得た場合、当該顧客に係る本件情報を当該顧客の

同意内容に基づく目的に利用し、第三者に開示することが出来る。

2. 乙は、本件情報の管理にあたって、個人情報の漏えい、滅失及び毀損が生じないように、社内規程の整備、従業員の教育、必要なファイヤーウォールの設置、使用するコンピュータへのパスワードの設定などの組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置を実施しなければならない。

#### API 利用に関する契約書第 8 条

1. 甲は、乙の情報セキュリティ体制の整備状況を確認するために、定期的に、乙に報告を求められることができるものし、乙は合理的な範囲で応じるものとする。
2. 乙に調査、報告を求めるに足る事情が認められる場合で、甲乙がその必要性を合意出来る場合（中略）、甲は、乙に報告を求められることができるものとし、乙は合理的な範囲でこれに応じるものとする。
3. 乙の事業所への立ち入りを求めるに足る事情が認められる場合で、甲乙がその必要性を合意出来る場合（中略）、甲は、乙の事業所への立ち入りを求めることができるものとし、乙は合理的な範囲でこれに応じるものとする。
4. 前項に定める立ち入り調査において指摘事項があった場合、甲乙が改善の必要性を合意できる指摘事項については、乙は速やかに業務改善に取り組むものとし、その結果を合理的な範囲内で甲に報告するものとする。

#### API 利用に関する契約書に関する追加契約第 5 条

1. 甲及び乙は、API 連携又は本サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（本サービスの提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、本サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害及び本サービスの提供に関与する乙又は提携第三者の従業員による不祥事の発生などを含むがこれらに限られない。以下「事故等」という。）が発生した場合には、直ちに相手方に報告するものとする。
2. 事故等が発生した場合、甲及び乙は、協同して当該事故等の発生原因を特定、除去するとともに、事故等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置（以下「損害軽減措置」という。）をそれぞれ講じるものとする。かかる場合において、甲及び乙は、損害軽減措置を講じるために合理的な範囲内で、相手方に対して事故の発生した顧客に係る情報、事故等が発生した状況その他の情報の開示を求めることができ、開示を求められた当事者は合理的な範囲内でこれに応じるものとする。
9. 乙は、顧客において本サービスのために使用するパスワード等の紛失若しくは漏洩又は不正アクセスの懸念が生じた場合には、直ちに乙に対して連絡することが必要である旨、顧客に対して、事前に説明するものとする。
10. 甲又は乙において不正アクセス又は情報流出若しくは漏洩等が判明した場合、（中略）、速やかに、甲においてはアクセス権限（アクセス権限の停止及び制限については、特定の顧客毎にアクセス権限の制限又は停止を行うことが不可能又は著しく困難である場合には、乙及び

乙の連鎖接続先全体の権限を含む。以下同じ。)の制限、停止、取消を、乙においては本サービスの提供の制限、停止を行うものとする。

#### API 利用に関する契約書に関する追加契約第 6 条

1. 甲は、乙の情報セキュリティに関連した適格性に懸念があると判断した場合には、乙に対して改善を求め、顧客保護の観点から、必要な場合には乙のアクセス権限の制限、停止、取消を行うことができる。但し、甲が顧客保護の観点から緊急を要すると判断した場合には、是正を求めることを経ずにかかる措置を講じることができる。

#### API 利用に関する契約書に関する追加契約 10 条

甲及び乙は、(中略)個人情報保護法第 2 条第 1 項に定める「個人情報」の取扱いについては、個人情報保護関連法令の規定に従うものとする。

#### API 利用に関する契約書第 14 条

1. 甲及び乙は、相手方が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、本契約を解除することができる。
  - (1) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (2) 自ら振出し若しくは引き受けた手形又は小切手が 1 通でも不渡りの処分を受けた場合
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (4) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
  - (6) 解散、合併又は事業の重要な部分の譲渡等があったとき
  - (7) 財産状態が著しく悪化し又は著しく悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (8) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
  - (9) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 前項に関わらず、甲及び乙は、相手方が本契約の条項の一つに違反したときは、書面により当該違反状態を解消するよう催告するものとし、当該催告後 30 日が経過してもなお解消されない場合には、本契約を解除することができる。

【電子決済等代行業再委託者が電子決済等代行業者に委託した業務(当社に係るものに限る。)に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当社が行うことができる措置に関する事項】

#### API 利用に関する契約書に関する追加契約第 7 条

1. 乙は (中略)、本サービスに関連し、顧客との間で本サービスに関連する内容の契約を

締結している第三者からの委託に基づく場合にも、本 API を利用することができる。  
この場合、乙は、当該第三者との接続に際し、甲に対し当該第三者と接続した旨の通知を行うことができる。

2. 乙は(中略)、顧客が同意をした第三者に対し、本件情報を乙が提供する API の接続先に提供することができる(前項の第三者と当該乙が提供する API の接続先とを総称して又は個別に、以下「API 連鎖接続先」という。)
3. 前2項の場合において、乙は、原契約第7条(本件情報の保護)(中略)並びに追加契約第5条(顧客保護等)第1項から第7項まで、第9項及び第10項、第6条(セキュリティ)(中略)に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、API 連鎖接続先に負わせる契約(中略)を締結するものとし、その履行状況を原契約第8条(監査)に規定するのと同様の措置により適切にモニタリングするものとする。

#### API 利用に関する契約書第14条

1. 甲及び乙は、相手方が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、本契約を解除することができる。
  - (1) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (2) 自ら振出し若しくは引き受けた手形又は小切手が1通でも不渡りの処分を受けた場合
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
  - (4) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
  - (6) 解散、合併又は事業の重要な部分の譲渡等があったとき
  - (7) 財産状態が著しく悪化し又は著しく悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
  - (8) 本契約に定める条項につき重大な違反があったとき
  - (9) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 前項に関わらず、甲及び乙は、相手方が本契約の条項の一つに違反したときは、書面により当該違反状態を解消するよう催告するものとし、当該催告後30日が経過してもなお解消されない場合には、本契約を解除することができる。

#### 【参考:契約における文言の定義】

- ① 「甲」とは、住信SBIネット銀行株式会社をいう。
- ② 「乙」とは、弥生株式会社をいう。
- ③ 「本 API」とは、別添「サービス仕様書」にて定義されているアプリケーション・プログラミング・インターフェース(API)をいう。

- ④ 「本件情報」とは、本 API を通じて提供される情報をいう。なお、本件情報を匿名化、統計化若しくは顧客であることが識別できないように加工した情報は除く。
- ⑤ 「本サービス」とは、乙が提供する別紙記載のサービスをいう。

**【別紙】**

- ・やよいの白色申告オンライン
  - ・やよいの青色申告オンライン
  - ・弥生会計 オンライン
  - ・やよいの青色申告
  - ・弥生会計
- ⑥ 「API 連鎖接続先」とは、API 利用に関する契約書に関する追加契約第 7 条第 1 項または第 2 項に規定される第三者をいう。
- ⑦ 「顧客」とは、甲の銀行口座を開設した個人及び法人をいう。

以上